

# 地域安全まちづくり推進員の概要

## 1 趣旨

治安の悪化を背景に、住民や事業者による防犯活動の機運が高まる中、県や市町の支援もあって数多くの自主防犯組織が結成され、県内各地域で地域安全まちづくり活動が展開されている。

こうした活動の一層の活性化を図るためには、コミュニティにおける防犯や環境浄化などの活動を先導し、防犯に関係する各種組織・グループの活動を調整するリーダー役の存在が必要と考えられる。

このため、平成19年度より犯罪を防止するための活動や犯罪につながるおそれのある環境を改善する活動のリーダー役となる「地域安全まちづくり推進員」を県内各地域に設置している。



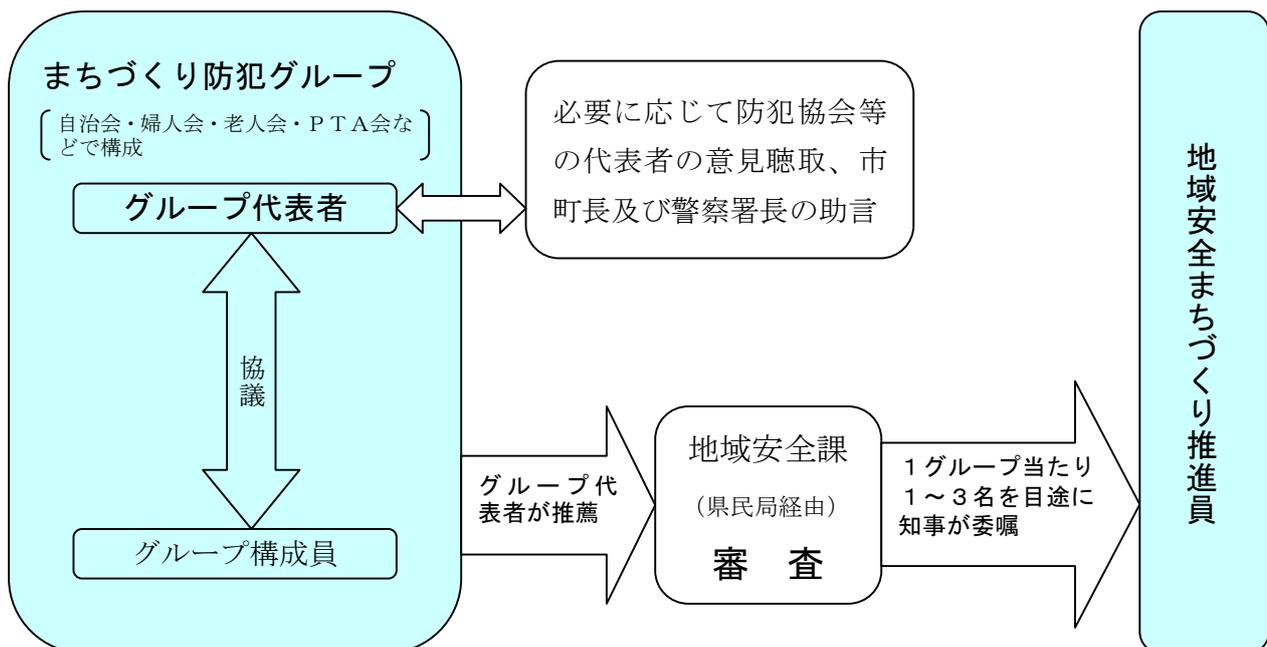
地域安全まちづくり条例（平成18年兵庫県条例第3号）抜粋

（地域安全まちづくり推進員の設置）

第14条 知事は、地域安全まちづくり活動に取り組む県民の中から、地域安全まちづくり推進員（以下「推進員」という。）を委嘱するものとする。

2 推進員は、県民等による地域安全まちづくり活動の推進を図るため、率先して地域安全まちづくり活動に取り組むほか、県民等、県及び関係機関の連携及び協働に関する調整を行うものとする。

## 地域安全まちづくり推進員の設置イメージ



## 2 制度の概要

		内 容
名 称		地域安全まちづくり推進員
設 置 根 拠		地域安全まちづくり条例（平成18年4月1日施行）
設 置 者		兵庫県知事
設 置 場 所		県内各地
設 置 目 的		県民等による地域安全まちづくり活動の推進
主 な 職 務		<p>地域安全まちづくり活動の推進を図るため、自ら率先して地域安全まちづくり活動に取り組むほか、県民等、県及び関係機関の連携及び協働に関する調整を行う。</p> <p>① 地域安全まちづくり活動の先導（活動への参加の呼びかけや助言・指導）</p> <p>② 活動グループの連携・協働の調整（近隣の複数グループによる協働事業の調整）</p> <p>③ 活動グループの地域間交流の企画・実施（先進的な活動グループとの交流促進）</p> <p>④ 警察等関係機関との連絡調整（関係機関への連絡・相談、情報の伝達・周知）</p>
身 分		ボランティア
任 期		3年
選任方法等	必要資格	なし
	募集方法	なし
	選考方法	<p>① まちづくり防犯グループの代表者が、防犯協会など防犯活動組織等の参画を得て、候補者を自主的に選考</p> <p>② 選出された候補者を、市町経由で県民局長に報告</p> <p>③ 知事は、県民局長から進達があった候補者を審査して委嘱</p>
活動を円滑にするための取組	報酬・旅費	なし
	活動費	なし
	災害補償	ボランティア保険に加入
	研修会	あり
	情報提供	あり（犯罪・防犯情報を随時提供）
	活動の手引	あり
	委嘱状	あり
	身分証明書	あり
	制服・バッジ等	なし
	活動報告	あり（ブロック単位の研修会の際に活動の報告・情報交換を行う。）
	他の推進員との連携	コミュニティ区域でふれあいの会委員や非行防止・交通安全の推進員等と協働した活動を行う。
	活動回数条件	なし
実践活動支援	なし	